

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
システム・サイバー専修コース生徒に対する部外委託教育	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和8年7月16日
	変 更	
	作成部隊等名	高等工科大学教育部 第2教官室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊高等工科大学におけるシステム・サイバー専修コース生徒に対する最新技術教育（現地実習）に係る役務について必要事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次による。

1.2.1 生徒

本役務で実施する最新技術教育を受ける対象者であり、システム・サイバー専修コースを履修する高等工科大学生徒をいう。

1.2.2 引率者

現地実習において、生徒に対する引率・指導・監督を行う官側の人員10名程度をいう。

1.2.3 講師

生徒に対し講義や解説を実施する者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.3.2 関連文書

a) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号(19.9.20)]

陸上自衛隊の情報保証に関する達 [陸上自衛隊達第61-8号(19.12.17)]

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)

[防運情第9248号(19.9.20)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)

[防装庁(事)第137号(令和4年3月31日)]

個人情報保護の保護に関する法律施行令（令和8年5月21日）

陸上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達

[陸上自衛隊達第32-25号（令和4年3月30日）]

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

契約相手方は、生徒に対してシステム・サイバーに係る現地実習を提供するものとする。

2.2 一般的要求事項

- a) 現地実習に先立ち予習を行うものとする。予習は、官側から提供される生徒教育資料等を基に、生徒のシステム・サイバーに係るレベル等を把握し、これを現地実習内容・要領に反映させることを主眼として行う。
- b) 現地実習は、契約相手方が準備する端末と環境及び施設にて実施するものとする。

2.2.1 全般

a) 教育実施計画書の作成

- 1) 契約相手方は、契約後速やかに教育実施体制、教育の実施計画等を記載した教育実施計画書を作成し、官側に提出するものとする。
- 2) 教育実施計画書には、本教育の実施体制（講師の略歴等を含む。）及び工程等を含むものとする。
- 3) 教育実施計画書に変更が必要な場合は、本教育全体に対する影響を調査し、官側に報告するとともに、官側と調整の上、変更を行うものとする。

b) 教育資料の作成

契約相手方は、2.3 項に示す内容を教育するために必要なテキスト及びマニュアル等の資料を作成するものとする。

c) 実習の統制及び解説

- 1) 契約相手方は、2.4項に定める内容を生徒に教育するために、対面での実習を実施するものとする。
- 2) 契約相手方は、2.4項に定める実習において、実習環境の維持管理、対面での実習の統制及び実習後の解説を実施するものとする。
- 3) 契約相手方は、2.4項に定める実習において、16名（基準）の学生に対し1名を基準として講師（ファシリテーター）を配置するものとする。

2.2.2 実施時期

実習期間は次による。また、実習に先立ち、予習期間を設けるものとする。細部日程は官側との調整による。

a) 予習期間

実習開始日の1ヶ月前から実習開始日までの間の5日間（基準）

b) システム・サイバー現地実習

令和8年10月13日、14日の2日間

2.2.3 給食

契約相手方は、受講者及び教官に対し、実習実施間において昼食を提供する。

2.2.4 教育対象

生徒62名(基準)

2.2.5 実習実施場所

契約相手方は、神奈川県横須賀市内に実習の施設を準備する。当該会場は、官側の大型車両2両程度が路上停車を伴わず安全に乗降できる場所とする。会場には、実習環境のほか昼食時の休憩場所、トイレ等の施設を備えるものとする。なお、契約相手方については、官側の大型車両2両程度の駐車場所を現地実習の間、常統的に提供するものとする。また、駐車場と会場が別になる場合については、別途、官側と調整するものとする。

2.2.6 実習環境

- a) 学生1人1台の実習環境を利用するための端末(以下、「実習用端末」という。)を利用できること。
- b) 実習用端末は、WindowsOSによる操作ができること。
- c) 契約相手方は、実習環境を安定的に維持できるものとする。

2.3 実習内容

実習内容は官側と調整の上、2.4項に定める内容を含むとともに、また、教育水準は、IPA(情報処理推進機構)の定めるITスキルレベル標準のレベル1程度とする。

2.4 実習項目

a) 情報セキュリティ基礎(脅威と脆弱性)(基準)

情報セキュリティの三要素、主要脅威(マルウェア・APT・内部不正等)および脆弱性の種類と評価手法について、最新の情報を踏まえ理解させる。

b) サイバーセキュリティ職種と必要な知識(基準)

SOC、CSIRT、Red/Blue Team、フォレンジング等主要役職の役割と求められる知識体系について、最新の情報も踏まえ俯瞰的に理解させる。

c) サイバーセキュリティ法律と倫理(基準)

不正アクセス禁止法、個人情報保護等の主要法規則及び職業倫理について、最新の情報も踏まえ習得させる。

d) 基礎演習(攻守一体型)(基準)

最新のOWASP Top10から抜粋した代表的なWeb脆弱性(情報漏えい、SQLインジェクション、認証回避等)について、攻撃・防御双方の手法をハンズオンで体験させる。

2.5 実施体制

2.5.1 実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、「個人従事者」という。）であること。
- b) 契約相手方は、ISO/IEC 27001 (ISMS) を取得していること。
- c) 契約相手方は、日本語で資料の作成及び教育が実施できること。
- d) 契約相手方は、下記要素を含んだ情報セキュリティ対策支援を提供可能な体制を持っていること。
 - 1) 脆弱性診断
 - 2) デジタルフォレンジック
 - 3) インシデント対応支援
- e) 契約相手方は、官公庁等向けのセキュリティトレーニングを、過去3年以内に20回以上実施した経験を有していること。
- f) 契約相手方は、サイバーセキュリティに関する国際防衛演習 (Locked Shields 等) への参加及び国際的セキュリティコンテスト (DEFCON 等) で顕著な好成績を修めた実績を有していること。
- g) 契約相手方は、自衛隊が実施するサイバー作戦を理解していること。
- h) 個人従事者は、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの情勢や技術動向について十分な知識と経験を有していること。
- i) 個人従事者は、教育実施体制に以下の資格を有する者を1名以上含むこと。
なお同一人がすべての資格を有することを求めるものではない。
 - 1) CISSP (Certified Information System Security Professional)
 - 2) GPEN (SANS GIAC Certified Penetration Tester) 又は同等の資格
 - 3) GXPN (SANS GIAC Exploit Researcher and Advanced Penetration Tester) 又は同等の資格
 - 4) GREM (SANS GIAC Reverse Engineering Malware Certification) 又は同等の資格
 - 5) GCFA (SANS GIAC Certified Forensic Analyst) 又は同等の資格
- j) 個人従事者は、技能公募予備自衛官 (システム防護 (甲)) を1名以上含むこと。

3 情報保証及び秘密保全

- 3.1 契約相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 3.2 契約相手方は、役務作業で生じた各種資料等については、部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 3.3 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担することとする。
- 3.4 この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

4 提出資料

提出資料は表によるものとし、提出前に官側の確認を受けるものとする。

表 提出資料

番号	提出資料	提出方式	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書	電子媒体	1部	契約後、速やかに	高等工科学 校教育部 第2教官室
2	実施体制表				
3	実施完了報告書			本契約終了後、速やかに	

5 その他

5.1 官側における支援

契約相手方は、官側の支援を必要とする場合、官側と協議の上、次の支援を受けることができる。

- a) 役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 役務に必要な官側施設及び機器の使用
- c) 役務に必要な官側の人員による支援
- d) その他官側が必要と認めたもの

5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等に対し疑義の解決又は意見の調整を得るものとする。

5.3 制限事項

教育の内容、実施要領及び教育状況等の情報共有に関しては、下請業者を含む関係者のみに限定するとともに、関係者に情報共有する場合は事前に官側の許可を得るものとする。